

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年8月4日（木）14:44～15:22

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<関係省庁>

巽 慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

竹林 経治 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援）

小田 裕 内閣府子ども・子育て本部企画第二係長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 小規模保育を5歳までにして、待機児童解消のエンジンに！

3 閉会

○藤原審議官 早速、国家戦略特区ワーキンググループを再開させていただきます。

先日も御議論いただきましたフローレンスの駒崎さんから御提案を頂戴し、また、別途厚労省とも御議論を1回させていただき、一度ワーキンググループとしての指摘事項も投げさせていただいておりましたけれども、その関係で今日は御回答をいただいているということでございますので、例の5歳までの小規模保育というところでございます。御議論をしていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 わざわざお越しくださいませ、ありがとうございます。

早速、この御回答の御説明をお願いいたします。

○異課長 保育課長の異でございます。よろしく申し上げます。

まず、1番目につきまして、既に企業主導型保育所については0～5歳となっているにもかかわらず、小規模認可保育所において原則0～2歳とされている点、また、特に0～2歳を現に受け入れていない小規模保育所は3～5歳を受け入れることができないとされている点について、具体的根拠を御教示いただきたいと。

それと、いわゆる集団保育が望ましいとの見解であるならば、なぜ企業主導型保育所において少人数にもかかわらず0～5歳を受け入れることができるのか、エビデンスを御教示いただきたいと。「集団保育」の定義及びそれが望ましいとされる具体的根拠においても御提示いただきたいということでございますけれども、まず、事業所内保育事業の従業員枠あるいは企業主導型保育事業につきましては、事業主がその従業員の福利厚生のために設置しているものでございます。そういったことから、事業主の裁量も認めているわけですが、両者とも国が定める公定価格を減額して適用しております。また、企業主導型保育事業につきましては、多様な就労形態に対応した事業所での柔軟な保育サービスの提供を行うことができることとしておりまして、その整備費とか運営費につきましても、事業主の拠出金を財源としているというところでございます。小規模保育と違いまして、どちらも定員は19名以下に限られておりません。

一方、小規模保育事業につきましては、特に、現に多く見られる3歳未満児の待機児童の解消への対応を目的の一つとして、これは前回言いましたけれども、市区町村が保育の実施責任を負うとともに利用の調整を行っているということでございます。したがって、広く国民から徴収する税財源を活用して整備を行うということで、先ほどの企業主導型等の事業主拠出を財源としているものとは財源構成がそもそも違っております。

また、3歳以上児につきましては、「集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫」して、「他の園児との関わりが深まり、他の園児から多くの刺激を受け、協同的な活動を通じて成長する」ということで、これは保育所等と同じように、認定こども園も、2号、3号ということでの保育を扱っておりまして、それは同じことが必要でございます。また、幼稚園の園長と担任の多くが3歳以上児の最も望ましい学級人数につきましては、20～25人であるということも言われているところでございます。そこは※印のところ引用しているものでございます。

なお、3歳未満児につきましては、3歳以上児とまた違い、一人一人の生育歴とか、あるいは発達の特性などの違いを理解して、温かく応答的にかかわる保育教育が園児の主体的な環境とのかかわりを促進する最も重要な存在であるということで、また3歳児とは違うきめ細かな保育が必要ということをやっているところでございます。

2番目の小規模保育事業所において0～5歳を受け入れることにつきまして、特に待機児童が多い地方自治体が利用者のニーズを把握した上で積極的にコミットする必要があるとの見解であれば、まさに特区については、区域会議の公式な構成員として地方自治体の首長が事業計画を十分に審議し合意することができるため、特区において本県を措置する

べきと考えるが、この点につき、問題などがあれば、前広に御教示いただきたいということでございますけれども、子ども・子育て支援新制度におきましては、地域のことは地域で決めるという地方自治の原則に基づきまして、待機児童の多い市町村が地域の保育ニーズを把握して、当該市区町村が施設整備や利用調整を行うこととなっております。これは待機児童の多い市区町村だけではなくて、実際はそれ以外の市区町村も年齢ごとの地域の保育ニーズを把握して、それで整備するという法体系になっております。したがって、これらは、当該市区町村以外の者である特区会議の構成員の決定によらず、当該市区町村において実施されるべきものということで考えております。

3つ目の質問でございますけれども、0～2歳を現に受け入れている小規模保育が追加的に3～5歳を受け入れることは、現行制度上、「地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる」場合とされているが、その場合の具体的・定量的な基準を明示されたいということですが、これは前回の指摘事項に対する回答でもお示ししましたけれども、3～5歳児の受け入れ先が見つからないような場合あるいは兄弟で別々の施設に通所せざるを得ないような場合を想定しております。また、定量的な基準につきましては、各自治体で地域のニーズとか実情が異なっておりますので、当該各自治体において御判断いただくものと考えております。3歳以上児を保育する小規模保育事業所を整備することにつきましては、児童福祉法に規定するとおり、「3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して」市町村が決定するべきものであると考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

まず、私から質問ですけれども、適切なエビデンスを御教示いただきたいということに対して、この幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の解説で、先生たちがどう考えていらっしゃるかということが挙げられているのですが、これは普通に言うエビデンスではないと思うのです。きちんとした研究結果に基づくエビデンスは、要するに、ないということなのでしょうか。

○異課長 認定こども園の保育要領とかにつきましても、これは審議会で、それこそ幼児教育とか幼児保育の専門家が集まって御議論いただいたものを要領としていただいております。保育所の場合は保育所の指導指針がございまして、それに対してやっているということです。

○八田座長 それらの基づいている科学的な研究のエビデンスはないということなのですね。

○異課長 科学的なというか、定量的なものはありませんけれども。

○八田座長 学術的な、定量的な研究はないということですね。定性的なものは意見としてであると。

○異課長 定性的には、こういうことで集団生活の遊びの中で発達を促していくとか、そういうことが共同生活の中で社会性を育むとか。

○八田座長 だけれども、学術的な研究としてはないと。

○巽課長 学術的なのか、いろいろと有識者が集まった中でこういうことが決められましたので。

○八田座長 だから、学術的な研究はないということですね。わかりました。それで結構です。

それでは、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

○駒崎代表理事 御説明をありがとうございました。

企業主導型保育においては、0～5歳になっていて、しかも19人以下ができることに対して、小規模認可保育所においてなぜできないのですかという問いかけに対し、財源が違うからということは全く理由になっていないのではないのでしょうか。厚労省いわく3～5歳児を少人数で見るとは質が低くなるからだめですと言っているにもかかわらず、公式な企業主導型保育所という制度において、それを許してしまっている。それができるのはなぜか。そのお金の出どころが違うからです。これは整合性が全くない議論だと思いました。

さらに、先ほど3～5歳に関して、ここの添付資料の中で、全国幼児教育研究協会が出している、先生たちにアンケートをとりました、25人が望ましいですねというのは、これはエビデンスにも何にもなっていないくて、先生がどう思うかということと子供がどういう育ちを送るのかということはまた別の話なので、それはエビデンスとしては認められないと思います。

ちなみに、海外研究ではエビデンスがあるので、御紹介します。

これは教育の分野においては大変ベーシックな研究なので、有名で、知っていらっしゃる方も多いかと思うのですが、1980年代に行われたスタープロジェクトというものが非常に有名です。

これは何かと申しますと、少人数学級、彼らの言う少人数学級は13～17人です。それと、通常学級、22～25人において、どのように学力が変わってくるかということを対象調査したものです。かなり大規模な調査ですので、非常にエビデンスの度合いは高いです。

こちらで出た結論は、少人数学級というものは、幼稚園生、小1、小2、小3においては効果がある。特に、貧困世帯に対しては如実に効果があることを示しています。一方で、小4以降はあまり効果が出ないことも示しているのですけれども、これは大変重要な研究成果です。例えば、18人の小規模認可保育所をつくることは、この研究から照らし合わせると、非常に質が高いと言えるようになるわけなのです。

さらに、これも御承知かと思うので口幅ったいですが、グラスミス曲線というものがありまして、学力と学級規模の関係をあらわした曲線です。これは20人までは如実に正の効果があるのだ、つまり、20人以下にしないとだめなのだということを示している曲線なのです。20人以下に押しとどめなければいけないのですという話で、日本は40人なので、これは無視されているということでこれはこれで問題なのですが、そうした中

でも、人数が少なくなってくることによって学力が上がりますということを示しているわけなのです。

そのように、海外の1980年代から行われている実験と研究においては、少人数学級の一定の効果は既に学問的にはある程度証明されているものですので、それに対して、先生がどう思っていたかということのエビデンスとして当ててくるというのは、甚だ納得性が低い御回答なのではなかろうかと思わざるを得ません。

以上です。

○八田座長 今のような学術的な研究については、当然御存じだったのですよね。

○巽課長 1つ、今の駒崎さんの質問について、財源が違うことにつきましては、先ほども言いましたように、そもそも企業主導型というのは事業主の福利厚生としてやっているのです、それは当然その裏打ちとされる財源が事業主拠出金になっているだけの話でして、あくまでもそこは事業主の福利厚生でやっている、ある程度事業主に裁量を認めているということが一般的な保育所とか小規模保育と違うということでございますので、財源が違うからどうこうということを行っているわけではないのです。あくまでも福利厚生のための施設だということだけは、ちょっとそこは御理解いただきたいと思います。

もう1つ、これは保育所の保育指針があるのですけれども、3歳は基本的に運動機能が伸びて、それに伴って食事とか排泄とか衣類とかの自立がほぼできるようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味とか関心が高まって、自我がよりはっきりしてくる、それとともに友達のかかわりがやはり多くなるということで、実際には同じ遊びをそれぞれ楽しんでいる並行遊びであることが多いとか、あるいは、大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びとかで取り入れたり、そういうことで、2歳とかとちょっと違う社会性とか、そういう人とかかわりが多くなってくるということが書かれております。あるいは、4歳とかになりましたら、当然、全身のバランス能力とか、そういうことを発揮して実際に動き回るわけでございますけれども、そういう場合に、やはり仲間とのつながりが強くなったり、当然けんかもしたりするということが多くなる。その一方で、決まりの大切さの気づきとか、守りをするということがあったりしますので、その場合に、本当に小規模保育のそういう小さいところで、我々は0～2歳までは発育に応じてできると思いますけれども、実際に3～5歳になったときにそういう小規模の保育の場所でできるのかどうかということについては、疑問に思っております。

○駒崎代表理事 3～5歳で体を動かせばいいということなのですが、3～5歳で小規模保育でも、園庭があったりとか、あるいは、地域の公園に毎日お散歩に行っていて遊んでいますので、それは担保されます。もし小規模保育で、例えば、園庭がなければ、そういうものは担保されませんという話であれば、認可保育園でも園庭がないところは都内で腐るほどありますので、そうしたところは質が担保できていないということになるので、それが担保できていない認可保育所を認可している、今、厚労省はそういう状況であるということになりますよね。

○巽課長 それは原則論の話を書いていまして、当然、最低基準の中には、園庭、2歳以上で3.3平米以上を確保してくれということ、それは付近の公園でもいいということでは保育所も小規模保育も一緒なわけですが、現実的な話をすれば、保育所とかにつきましても、全国平均で1,000平米ぐらいの保育所は園庭とかを確保しているという現状があります。保護者さんとかの話の聞くと、やはりできるだけ園庭が必要だということはあるところだと思います。

○駒崎代表理事 ちょっと答えになっていない気がするのですが。答えになっていないので、どうお答えしていいかわからないのですけれども、それでいうと、もう一度言いますけれども、例えば、認可保育所で、園庭がなくて、付近の都立公園が例えば20ヘクタールがあります。それを使って日々伸び伸びと遊んでいる認可保育園はだめなのですか。だめなところを認可されているのですね。

○巽課長 基本的には、先ほども言いましたように、最低基準があればそれは認めているところですが。

○駒崎代表理事 認めていますよね。だから、同じことですよ。小規模保育でも、地域に伸び伸びと遊べる公園があって、そこで伸び伸びと遊ばすといたら、3～5歳の運動機能の低下は起こり得ないですよ。実際にそんなばかなことがあるわけがないのだから、そうした理由にならない理由をお示しするのは、あまり誠実ではない答えだと思います。

また、先ほど言ったように、3歳以上できちんとした保育の質を担保するというのに対して、我々は阻害したいあるいはなし崩しに切り崩したいと申し上げているのではありません。少人数学級が学力を向上させ保育の質を上げるというエビデンスが既に海外で出ているのだから、そこに関しては、より応答的な保育が可能になるという新しい保育の指標を切り開くものだと、むしろポジティブにとれるものだと思います。

それに対して出してくるものが、保育所保育指針で、3歳以上はお友達とお話するようになります、お友達と遊ぶようになりますみたいな話だとすると、全くもって議論のレイヤーがかみ合わないことになっています。もちろん私は保育士ですから、保育所保育指針を読み込んでいますし、3歳と5歳の子供を育てている身ですので、3歳と5歳というものがどういうものかはよくわかっております。その上で、例えば、18人の小規模保育があったとしても、より手厚い保育が可能になり、また、公園等を活用してきちんと運動も担保できれば、非常に有力な待機児童解消のツールとなり、また、保育の幅を広げられるものになることを申し上げておるわけだと思います。

ぜひ海外の保育所等の文献も調べてみてください。スウェーデンでは、既に20人以下で0～5歳をお預かりしている施設は存在しています。また、認証保育所でもそういったところはありますし、埼玉では、0～2歳は家庭的保育室でやって、3～5歳は認可外でやっているなどというところもあるのです。そうした国内の事例もあり、海外の事例もある

という状況があるのです。そして、内閣府さん御自身が企業主導型保育ということでそれを可能にせしめているのであれば、小規模保育であっても、それを可能にするというのは当然あり得べきことではないでしょうか。

○八田座長 どうぞ。

○異課長 ですから、望ましいほうが何かということで基本的に小規模保育が0～2歳になっているだけでありまして、実際に3歳以上につきましても、自治体のその辺の供給とかなを見て足りないような場合については切り開いているところですので、必ずしも小規模保育の3歳以上がだめだということを言っているわけではございません。

○八田座長 3歳以上が必ずしもだめではないということは、いろいろなところで実際に認められているところがあるわけだから、根本的にはそうだと思うのですが、今、駒崎さんがお示しになったように、従来の日本の有識者の見解では必ずしも強く言われなかったエビデンスが結構外国であるわけです。これは栄養学だって何だって日本の有識者と海外でのいろいろな新しいエビデンスとの間にギャップがあることはあるわけで、別にそれは日本の有識者を非難してもしょうがないので、そういうエビデンスが出た以上、それをやはりある特区でもって、そこに基づいて新しいオプションを試してみることは、ただ単に待機児童の対策だけではなくて、今、駒崎さんがおっしゃったように、質の高い保育をつくり上げていくという新しい試みという観点からも望ましいのではないかと思います。それを必ずしも現在の有識者の意見に反して全国で一斉にやれというのではなくて、特定の地域で、この区域会議が賛成するのであればやったらどうかということなのですから、極めてリーズナブルに思うのですけれども。

どうぞ。

○本間委員 繰り返しのような話になるかもしれませんが、年齢に応じて教育の仕方が変わってくることは当然だと思うのです。ですが、それによってその年齢にふさわしい教育の仕方をやっていくことは当然だと思うのだけれども、それが人数で区切られているところが全く説得的でない。協同的な活動を通じた成長を促すために、なぜ20～25人ということだけが望ましく、それ以下の人数が望ましくないということの理屈は、駒崎さんの先ほどの外国のエビデンスがないとしても、よくわからないわけです。

保育所等々の場合には、規制をかけるとしたら、例えば、少人数だと危険が伴うとか、少人数で保育所をやった場合には医学的におかしなことが起きるとか、そういう科学的なエビデンスがない限りは、こういう規制をかけることに関して全く納得できない。これは我々がというより、どう考えても一般的な認識だと思うのです。

協同的な活動だってさまざまなパターンがあるわけだから、少人数でやってみる必要もあるし、現に保育所などがなかった我々の子供のころなんて、みんな少人数で3～5歳の人たちと一緒に遊んで、みんな協調性も伴ってここまで大きくなってきているわけですね。

○八田座長 そんな20人もいませんでしたよ。

○本間委員 そういうこと、まさに一般常識から考えてみて、どうも納得のいかない規制

であり、説明だという気がしてしょうがないのです。そこは実態としてどうかという反論はまたあるかもしれませんが、ここは特区ですから、20人ならよくて少人数ならだめなのだろうか、ちょっとやってみましょうよ。やってみて、どんな不都合が生じるのかということを検証する必要はあると思うのです。それは特区ではなくて実験でやれということかもしれないけれども、ある種、ここは社会実験としての場所でもありますから、先ほどの繰り返しになりますけれども、危険が伴うだとか、医学的な根拠があってそれはまずいということであれば別として、まさに社会的な通念として、そんなことはおかしくないよということが言われている中で、これは特区で認めない理由がさっぱりわからないので、そのあたりの御説明があるならもうちょっと加えていただきたいということと、ぜひ特区での推進に御協力いただきたい。その2点です。

○八田座長 お願いします。

○異課長 特区でやるというよりも、そもそもここにも書いてありますように、児童福祉法で、3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の状況を勘案して、市町村が3歳以上の小規模保育を入れることは可能なので、そこが特区でやらないといけないということが我々としてもちょっとわからないところではあるのですけれども、市町村は3歳以上の保育の体制が不足していたら実際に整備をするわけですので。

○本間委員 それは、今、規制をかけていることの原因にはならないですね。

○異課長 規制というか、3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案してという、かなり広い裁量を与えていると我々は考えていまして、そこはいろいろと例示列挙しろという話を言われているわけなのですけれども、逆にその基準を具体的にすればするほど自治体の裁量を認めないことになりまして、そこは地方自治の趣旨に反するのではないかと思っておるところなのですけれども。

○八田座長 それはないでしょう。

どうぞ。

○駒崎代表理事 児童福祉法第6条3第10項で、「この法律で、小規模保育事業とは次に掲げる事業をいう」、「保育を必要とする乳児・幼児であって、満三歳未満のものについて」と書かれています。これによって自治体は3歳未満ということで基本的に小規模保育は0～2歳ですということなので整備を行っているという状況がありますので、0～5歳でもやれますよみたいなことを、今、おっしゃいましたけれども、自治体は誰もそんなことは思っていないという状況があります。

さらに輪をかけて悪いのが、今、自治体がどういう状況になっているかというのと、例えば、江東区などでは、小規模保育はつくらない、なぜならば、3歳児以降を預かれないからだということを行っているわけなのです。0～2歳の待機児童がいるにもかかわらず、そういうことを言います。なので、認可保育所だけでやりますということを行っている。しかし、認可保育所はつくれぬ。杉並の事例でも明らかです。物件がなかったりとか、広がらないわけです。そうやって困るのはやはり区民になるという状況になっています。

自治体が、本当に賢く、先見性があり、正確に待機児童のデータを把握でき、機動的に手を打てるのであれば、待機児童問題というものは発生していないわけですので、そうした自治体の自由にやらせればみたいな話においては、そういうことを言っている限り、待機児童問題は解決できません。自治体はともあれ、きちんと選択肢を御用意いただいて、事業者がきちんとその地域地域の本当に苦しむ声を聞いていますので、そうした声をもとに機動的に保育所を出せるように、どうかその選択肢をいただきたい。その選択肢があれば、我々は住民に寄り添い待機児童を助けていくことができるわけですので。

○八田座長 今のまさにそこがポイントだと思うのです。

先ほど何か地方自治に反するとおっしゃったけれども、選択肢を与えること、むしろ地方に自由を与えることですから、地方自治に即したことだと思いますけれどもね。

○異課長 厚労省も、待機児童対策につきましては、やはり保育の質を担保しながら実際は規制緩和もやっているところがございます。駒崎さんはわかっていると思うんですけども、19名のところを3歳以上につきまして22名まで緊急対策の中で可能だということをおっしゃって、そこは柔軟に、3歳の壁の話は我々も問題視しているところがございます。

○八田座長 そうすると、私どもの考えでは、今回いただいたお答えは、先ほどのエビデンスに関することを初めとして、それから、さまざまな認める制度があるのはただ財源のためだとおっしゃって、質の問題については避けて、質は低くてもいいのだという意味にとれるようなことを言っておられる。そういうことではなくて、実は質が決して落ちるわけではないのだということが我々の考えなのです。むしろ質は改善すると。

○異課長 すみません。そこは、我々の緊急対策の中でも、質を担保しながら、ぎりぎりの規制緩和をやっているところだけは御理解ください。量的確保もあるのですけれども、あくまでも最低限の質はちゃんと担保しながらやっていることだけは。

○八田座長 それで質は落ちないと。

○異課長 最低限の質を確保しているということだけは、すみませんが。

○八田座長 でも、それは企業が勝手にやっているのだからいいのだとおっしゃいましたよね。

○異課長 企業がやっているというのは、企業主導型には企業主導型で当然配置基準とかがまた別途あって、それは基本的にほかの保育士並びの配置基準であったりしていますので、そういう最低基準はちゃんと確保しています。

○駒崎代表理事 そうですよ。ですから、企業主導型でもきちんと質を担保はしているわけです。だとするならば、なぜ小規模保育で0～5歳にはいけないのかということが矛盾しますよね。だったら、小規模保育もそれに合わせてできるようにすればいい。それだけです。

○八田座長 そうです。それをお金の問題だとおっしゃるから、それは違うでしょうと。

今、あくまでも我々は質の問題を議論しているのですという話です。

どうぞ。

○竹林参事官 企業主導型の所管の内閣府の者なのですけれども、企業主導型保育事業は同じ新制度の中での事業なので、認可の保育所と企業主導型保育所は完全に整合的なものでなければいけないと、そのようにお考えになる方が多いことは理解するのですけれども、やはり法律上のお金の出方が違う、財源が違うというのは、一般財源か企業のお金かということだけではなくて、法律上の位置づけが違うということだと思っております。今、議論になっている小規模保育所は、児童福祉法上は認可施設なのですけれども、企業主導型保育事業は、認可外保育施設に対して新たにお金を出す仕組みとして展開しているということなので、要は、体系が違うので、企業主導型がこうだから、認可の小規模保育施設もこうでなければいけないということにはならないのだと思います。

例えば短時間労働の方への対応について申し上げますと、認可の保育所については最低限の月当りの労働時間について、48時間から64時間の範囲内で自治体において判断いただいているところ、企業主導型のほうはもう少し就労時間が短くても入っていただくことが可能であるなど、微妙に異なる部分があります。なので、要は、企業主導型がこうだから、児童福祉法上のルールもこうでなければいけないということではないのではないかと。

○八田座長 我々は制度の違いを伺っているのではなくて、実は3歳以上の場合に少人数ですと質が落ちるといえることはないでしょう、そんな質の落ちることをやっているつもりはないとおっしゃるわけだから、これは質とは関係ないでしょうということがポイントなのです。今の駒崎さんの示されたところでは、むしろ質は上がる、少人数でやったほうが上がるのだということだし、本間先生がおっしゃったのも、本間先生とか私たちはゆがんで育ったのかもしれないけれども、要するに、そんな20人、30人のところなどで育っていないわけですよ。だから、常識的に見てもおかしい話ではないか、その算定にエビデンスがあるのかなと思って伺ったわけです。

だから、どうも今回伺ったことへの回答になっていないと思うのです。要するに、ポイントは、3歳以上のところを少人数でやると質が下がるということがエビデンスをもって言えるのなら納得できる、そうでないならばやはり特区でやってみたらどうかということなので、ちょっとこれは答えになっていないということが私どもの考えなのですが、原さんは。ちょっと静かなので。

○原委員 追加で1点だけ。3歳児以上で、自治体の判断によって認められます、地域の事情を勘案して認められますということで、これは実際にどこの自治体で定員何人分について認められているのかというデータはいただいていたか。

○異課長 そもそも小規模保育事業が平成27年4月からできたもので、この間、初めて全体の数字自体を何カ所かと出したぐらいの話ですので、その中で年齢がどうなっているのかということは、多分把握していないと思います。

○原委員 ただ、どこまで数字をとれるかはなかなか時間的な制約もあるかもしれないで

すけれども、どこでその3歳以上のところについて地域の事情を勘案して認められているのかということが把握さえされていないと、この制度を維持する理由が理解できないではないですか。

○異課長 基本的には3歳児の枠があいていたらそこは柔軟に使ってくださいという趣旨なので、基準というよりも、あいていたら、基本的に小規模でも保育所でも、全体のニーズの枠、整備量があって、そこで基本的に要件があれば認可しなさいと法律上はなっていますので、3歳児のところの枠があいていたら基本的にこの条文の適用はあり得るということなのですけれどもね。

○原委員 ともかく、ずっとこれまで何回も繰り返し御説明をいただいているものが、これは制度上できることになっているので、いいではないですかということを言われているので、では、制度上、どこで認められているのかを教えてくださいと。どれぐらい認められているのか。

○異課長 ちょっとそこはまた条文をお示ししたいと思います。基本的には、整備量の枠があれば認可するものとするという定義になっていますので。

○八田座長 私どもとしては、これはちょっと納得できないので、事務的にはどうしましょうか。

○藤原審議官 今日の御指摘事項を条文の話なども含めてまた確認させていただいた上で、近々また議論をさせていただく方向かと思っております。

○八田座長 ちょっと今日は時間ももったいなかったという気もしますので、特に前進があったとしたら、駒崎さんが新しいエビデンスを示してくださって、それは本間先生がおっしゃったように我々の常識に極めて合うエビデンスだから、そのことも考慮されて、できるだけ選択肢を与えるような方策をお考えいただければと思います。

またこちらから御質問状をお出しします。

○藤原審議官 大変お忙しい先生方に来ていただいていますので、ちょっと今日の紙のレベルだと入り口に入れていない感じがしますので、その点だけ、次回はよろしくお願ひしたいと思います。

○八田座長 どうぞよろしくお願ひします。